

週刊 企業経営

WEB MAGAZINE マガジン

発行
AERTS GROUP

アーツ税理士法人
アーツ公認会計士事務所

ネットジャーナル 要旨

Weeklyエコノミスト・レター 2009年9月4日号
金融政策・市場の動き(9月)
～市場は新政権の政策見極めに:
人事、予算編成、自民党の政策変化などに注目

経済・金融フラッシュ 2009年9月4日号
法人企業統計 09年4-6月期
～企業収益は持ち直すも依然低水準

経営 TOPICS 抜粋

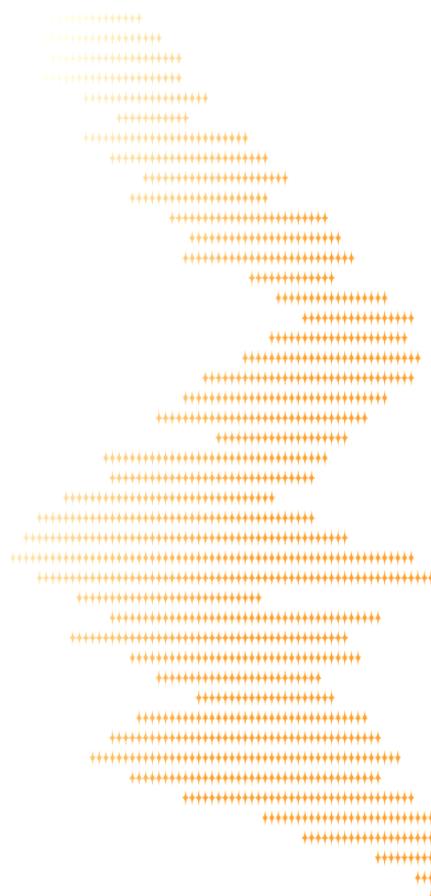
統計調査資料
法人企業統計調査 年報(平成20年度)について

経営情報レポート 要約版

働き方の工夫で人件費を圧縮させる
再雇用社員の賃金決定ポイント

経営データベース

ジャンル: 労務管理 サブジャンル: 社会保険
給与計算の基本
賞与の社会保険料の納付



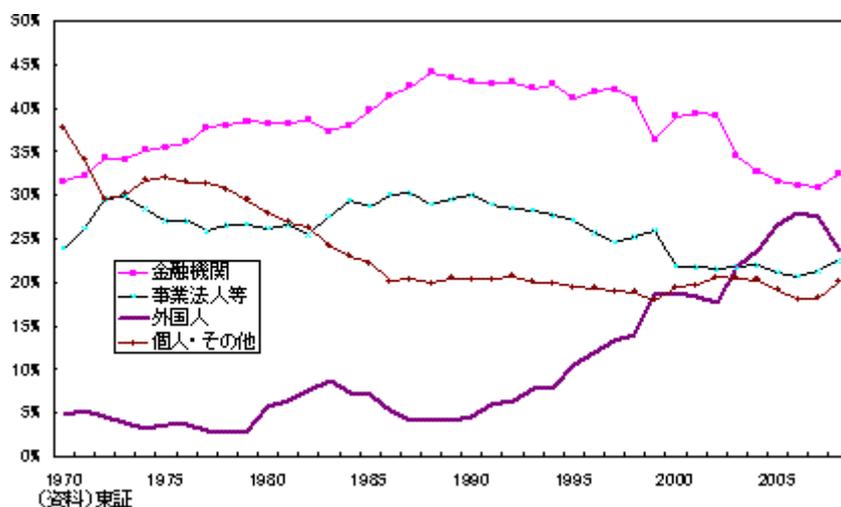
金融政策・市場の動き（9月）

～市場は新政権の政策見極めに：
人事、予算編成、自民党の政策変化などに注目

要 旨

- 1** 国内経済・金融市場とも引き続き海外経済などの外部要因に大きく左右されそうだが、新政権への評価も今後影響を与えそう。組閣人事、予算編成の行方などが当面注目だ。
- 2** （日銀金融政策）日銀は「政権が変わったからといって金融政策に変更はない」との主張を繰り返している。民主党からの発言を見ていると、自民党より日銀の政策に対する理解はあるようにも思えるが、実態は未知数。今後の経済情勢の中で揺れる可能性は十分にある。
- 3** （長期金利）長期金利は、海外長期金利低下、円高、デフレ進行を背景に低下が続いている。当面低位安定が続きそう。
- 4** （為替）当面、円ドルレートは、先行き楽観論の修正、民主党政権の政策運営に絡んでドル運用の見直しへの思惑が高まることで円高が意識されやすいだろう。

市場は新政権の政策見極めに、外国人投資の日本買いが戻るか？
投資保有別株式保有状況



法人企業統計 09年4-6月期

～企業収益は持ち直すも依然低水準

要旨

1 経常利益の水準はピーク時の3分の1にとどまる

財務省が9月4日に公表した法人企業統計によると、09年4-6月期の全産業（金融業、保険業を除く、以下同じ）の経常利益は前年比53.0%（09年1-3月期：同69.0%）と、8四半期連続の減少となった。

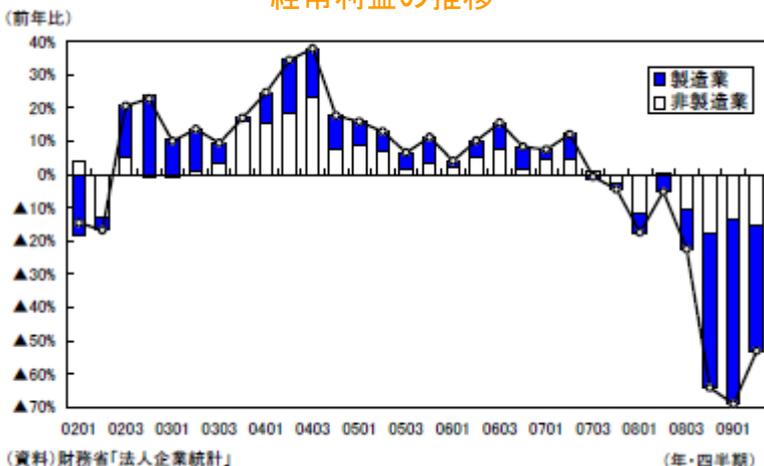
引き続き大幅な減益となったが、原油をはじめとした資源価格の下落に伴う変動費の大幅な減少（1-3月期：前年比20.4% 4-6月期：同17.5%）が続く中、輸出の持ち直しに伴い売上高の減少ペースが緩やかとなった（1-3月期：前年比20.4% 4-6月期：同17.0%）ため、減益幅は前期よりも縮小した。

2 4-6月期・GDP2次速報は上方修正を予測

本日の法人企業統計の結果等を受けて、9/11公表予定の4-6月期GDP2次速報では、実質GDP成長率が前期比1.0%（前期比年率4.1%）と、1次速報（前期比0.9%、年率3.7%）から上方修正されると予測する。

設備投資の需要側推計に用いられる法人企業統計の設備投資（ソフトウェアを除く）は前年比22.2%となり、1-3月期の同25.4%からマイナス幅が縮小した。法人企業統計ではサンプル替えに伴う断層が生じるが、この影響を調整してもマイナス幅の縮小は変わらなかった。この結果を受けて、設備投資は1次速報の前期比4.3%から同3.0%へと上方修正されるだろう。

経常利益の推移



09年4-6月期GDP2次速報の予測

	2009年4-6月期	
	1次速報	2次速報予測
実質GDP (前期比年率)	0.9% (3.7%)	1.0% (4.1%)
内需<寄与度>	<▲0.7%>	<▲0.6%>
民間<寄与度>	<▲1.0%>	<▲0.8%>
民間消費	0.8%	0.8%
民間住宅投資	▲9.5%	▲9.5%
民間設備投資	▲4.3%	▲3.0%
民間在庫<寄与度>	<▲0.5%>	<▲0.6%>
公需<寄与度>	<0.3%>	<0.2%>
政府消費	▲0.3%	▲0.3%
公的固定資本形成	8.1%	7.7%
外需<寄与度>	<1.6%>	<1.6%>
財貨・サービスの輸出	6.3%	6.3%
財貨・サービスの輸入	▲5.1%	▲5.1%
名目GDP (前期比年率)	▲0.2% (▲0.7%)	▲0.1% (▲0.4%)

「経済・金融フラッシュ」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

● 財務省 2009年9月4日公表

法人企業統計調査 年報(平成20年度)について

— 報道発表 —

「年次別法人企業統計調査」は、我が国の営利法人等の決算計数を取りまとめたものである。当調査結果から平成20年度の企業動向（金融業、保険業を除く：郵政5社を除く）をみると、売上高については、製造業、非製造業ともに減収となった。経常利益については、製造業、非製造業ともに減益となった。また、設備投資については、製造業、非製造業ともに減少となった。

- (注) 1. 営利法人等とは、合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社をいう。
2. 設備投資とは、調査対象年度中の有形固定資産（土地を除く）増減額及びソフトウェア増減額に減価償却費及び特別減価償却費を加算したものである。
3. 平成20年度調査より金融業、保険業を調査対象に加えた。また、これに伴い「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を調査対象に加えた。
4. 平成20年度年次別調査より、日本郵政(株)、郵便事業(株)、郵便局(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命（以下「郵政5社」という。）を調査対象に加えた。

[参考]

この調査は、我が国の営利法人等を対象とした無作為抽出による標本調査（標本法人の調査結果に基づいて母集団法人の推計値を算出したもの）である。

なお、下表は郵政5社を除いた数値である。また、下表の（ ）書きは、金融業、保険業を除いた数値である。

資本金区分	1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上合計	合計
母集団法人数(社)	1,659,426 (1,628,524)	1,126,521 (1,111,671)	30,156 (28,742)	6,394 (5,497)	2,822,497 (2,774,434)
標本法人数(社)	8,416 (6,312)	12,475 (10,367)	11,005 (9,591)	6,394 (5,497)	38,290 (31,767)
回答法人数(社)	5,618 (4,242)	9,319 (7,827)	8,854 (7,728)	5,876 (5,031)	29,667 (24,828)
回答率(%)	66.8 (67.2)	74.7 (75.5)	80.5 (80.6)	91.9 (91.5)	77.5 (78.2)

1 収益の状況

(1) 売上高 (金融業、保険業を除く：郵政5社を除く) (第1表、第1図)

売上高は1,508兆2,072億円で、前年度(1,580兆1,713億円)を71兆9,641億円下回り、対前年度増加率(以下「増加率」という)は4.6%(前年度0.9%)となった。

業種別の増加率をみると、製造業では、食料品、鉄鋼業などで増収となったものの、輸送用機械、電気機械、一般機械などで減収となったことから、製造業全体では5.7%(同4.7%)となった。

一方、非製造業では、情報通信業、不動産業、電気業などで増収となったものの、卸売・小売業、建設業、運輸業などで減収となったことから、非製造業全体では4.1%(同0.7%)となった。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は5.5%(同4.0%)、1億円～10億円の階層は2.4%(同5.2%)、1,000万円～1億円の階層は6.5%(同3.3%)、1,000万円未満の階層は6.5%(同12.9%)となった。

第1表 売上高の推移

区分	2004(平成16)		2005(平成17)		2006(平成18)		2007(平成19)		2008(平成20)	
	売上高	増加率	売上高	増加率	売上高	増加率	売上高	増加率	売上高	増加率
全 業 業	14,203,938	6.4	15,081,207	6.2	15,664,329	3.9	15,801,713	0.9	15,082,072	△4.6
									(15,066,253)	(△4.7)
製 造 業	4,096,885	6.4	4,349,949	6.2	4,503,358	3.5	4,717,091	4.7	4,450,156	△5.7
食 料 品	449,955	7.5	439,496	△2.3	470,089	7.0	447,780	△4.7	513,000	14.6
化 学	309,991	△4.3	413,336	14.3	401,954	△2.8	402,247	0.0	408,947	△3.9
石 油・石 炭	161,922	10.7	200,811	24.0	193,328	△3.7	214,137	10.9	207,639	△3.0
鉄 鋼 業	156,948	10.2	184,095	18.0	198,540	7.9	219,097	10.1	225,248	2.8
空 機 製 造	198,491	23.7	200,540	1.0	190,304	△5.1	233,499	22.4	221,707	△5.0
一 般 機 械	322,410	6.4	354,556	10.0	370,383	4.5	399,991	8.0	375,735	△6.1
電 気 機 械	468,263		447,773	△4.6	477,708	6.7	493,709	3.3	408,000	△17.4
輸 送 用 機 械	347,236		333,279	△4.0	357,949	7.4	357,685	△0.1	343,956	△3.8
(a - b)	(816,489)	(18.6)	(781,032)	(14.2)	(805,707)	(7.9)	(801,294)	(9.9)	(751,807)	(△19.7)
輸 送 用 機 械	585,497	△1.0	614,999	5.0	697,662	13.5	741,990	6.3	687,743	△6.9
非 製 造 業	10,106,673	6.4	10,731,258	6.2	11,160,970	4.0	11,084,622	△0.7	10,631,916	△4.1
									(10,615,821)	(△4.2)
建 設 業	1,248,007	△9.1	1,288,562	3.2	1,349,908	4.8	1,350,135	0.0	1,262,776	△6.5
卸 売・小 売 業	5,344,470		5,370,332	0.5	5,845,161	8.8	5,973,862	2.2	5,622,865	△5.9
(倉 庫 飲 食 業)	(5,558,053)	(8.9)	(5,548,506)	(0.2)	(6,906,151)	(8.1)	(6,125,057)	(11.1)	(5,788,703)	(△6.5)
不 動 産 業	332,597	△1.1	344,997	3.8	338,586	△1.9	370,946	9.5	386,671	4.2
情 報 通 信 業	527,569		558,955	6.0	589,863	5.5	558,367	△5.4	574,949	3.0
運 輸 業	588,034		576,735	△1.9	676,951	17.4	673,609	△0.5	621,825	△7.7
(c - d)	(1,115,603)	(13.9)	(1,135,690)	(1.8)	(1,266,816)	(11.5)	(1,281,976)	(1.2)	(1,196,768)	(△6.9)
電 気 業	161,345	6.7	165,455	2.5	167,822	1.4	175,028	4.3	188,485	7.7
サ ー ビ ス 業	1,531,159	△11.6	2,061,934	34.7	1,846,745	△10.4	1,646,827	△10.8	1,607,365	△2.4
									(1,591,648)	(△10.4)
資 本 金 別										
10 億 円 以 上	5,392,596	6.0	5,652,622	4.8	5,980,023	5.8	6,220,751	4.0	5,881,368	△5.5
1 億 円 ～ 10 億 円	2,328,367	16.7	2,309,337	△0.8	2,540,417	10.0	2,407,753	△5.0	2,330,106	△2.4
1,000 万 円 ～ 1 億 円	5,343,070	4.4	6,008,179	12.4	5,870,002	△2.3	6,063,324	3.3	5,668,427	△6.5
1,000 万 円 未 満	1,139,532	9.5	1,111,671	△2.4	1,273,796	14.6	1,109,886	△12.9	1,182,084	6.5

- (注) 1. 全産業及び非製造業は金融業、保険業を除く：郵政5社を除く。
 2. 《 》書きは、「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を除いた計数である。

(2) 経常利益 (金融業、保険業を除く：郵政5社を除く) (第2表、第2図)

経常利益は 35 兆 4,623 億円で、前年度 (53 兆 4,893 億円) を 18 兆 270 億円下回り、増加率は 33.7% (前年度 1.6%) となった。

業種別の増加率をみると、製造業では、食料品などで増益となったものの、輸送用機械、電気機械、化学などで減益となったことから、製造業全体では 57.4% (同 0.4%) となった。

一方、非製造業では、サービス業などで増益となったものの、卸売・小売業、運輸業、建設業などで減益となったことから、非製造業全体では 14.6% (同 3.2%) となった。

資本金階層別の増加率をみると、10 億円以上の階層は 39.8% (同 1.7%)、1 億円～10 億円の階層は 26.5% (同 9.2%)、1,000 万円～1 億円の階層は 20.3% (同 0.5%)、1,000 万円未満の階層は 55.0% (同 67.9%) となった。

第2表 経常利益の推移

区分	2004(平成16)		2005(平成17)		2006(平成18)		2007(平成19)		2008(平成20)	
	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	
全産業	447,035	23.5	516,926	16.6	543,766	5.2	534,893	△ 1.6	354,623	△ 33.7
									《△42,595》	《△56.0》
製造業	194,725	29.1	217,842	11.9	238,668	9.3	238,903	0.4	101,841	△ 57.4
食料品	15,218	14.0	13,447	△ 11.6	17,082	△ 2.7	12,367	△ 5.5	13,870	9.2
化学	35,344	25.8	35,615	0.8	37,890	6.5	36,292	△ 3.5	29,804	△ 38.5
石油・石炭	4,589	162.3	5,065	11.1	4,977	△ 19.6	2,970	△ 32.2	△ 1,495	△ 150.3
鉄鋼業	14,966	196.3	18,458	30.0	16,677	△ 2.2	18,736	△ 5.7	12,965	△ 34.4
金属製品	7,953	41.2	7,430	△ 6.6	7,213	△ 2.8	9,274	28.5	6,611	△ 28.7
一般機械	15,892	17.3	19,586	23.2	25,193	28.6	26,220	4.1	12,528	△ 52.2
a 電気機械	16,077		17,362	8.0	20,095	15.7	21,249	5.7	3,162	△ 85.1
b 情報通信機械	13,876		9,305	△ 32.0	13,313	43.1	11,807	△ 11.3	△ 7,029	△ 117.1
(a + b)	(29,753)	(99.1)	(26,667)	(△ 10.4)	(33,409)	(26.3)	(33,056)	(△ 1.1)	(1,139)	(△ 96.6)
輸送用機械	27,114	△ 4.9	35,754	31.9	39,829	7.8	43,344	12.8	△ 4,999	△ 88.5
非製造業	252,310	19.5	299,084	18.5	305,120	2.2	295,990	△ 3.2	252,779	△ 14.6
									《△40,751》	《△18.7》
建設業	22,994	15.6	21,332	△ 7.2	24,940	16.9	23,085	△ 7.4	16,435	△ 28.8
卸売・小売業	78,140		93,757	20.0	91,653	△ 2.9	89,336	△ 1.9	70,872	△ 20.7
(含む飲食店)	(80,515)	(18.3)	(96,293)	(19.6)	(91,401)	(△ 5.1)	(91,519)	(0.1)	(73,299)	(△ 19.9)
不動産業	21,673	23.3	23,324	7.6	34,645	48.5	34,265	△ 1.1	29,296	△ 14.7
c 情報通信業	32,298		37,621	16.6	39,275	1.7	37,558	△ 1.9	35,894	△ 5.4
d 運輸業	23,461		24,515	4.5	29,829	21.7	30,713	3.0	19,584	△ 36.3
(c + d)	(55,717)	(42.4)	(62,136)	(11.5)	(68,104)	(9.6)	(68,271)	(0.2)	(55,697)	(△ 19.3)
電気業	13,807	28.6	12,983	△ 6.0	11,427	△ 12.0	4,892	△ 58.9	△ 18	△ 100.4
サービス業	49,844	△ 3.5	70,382	41.2	58,993	△ 16.2	60,206	2.1	66,606	10.6
									《△1,578》	《△9.3》
資本金別										
10 億円以上	257,853	27.8	294,326	14.1	328,342	11.6	322,790	△ 1.7	194,302	△ 39.8
1 億円～10 億円	67,011	20.1	68,475	2.2	81,293	18.7	73,845	△ 9.2	54,270	△ 26.5
1,000 万円～1 億円	111,945	27.9	144,667	29.2	127,142	△ 12.1	126,488	△ 0.5	100,763	△ 20.3
1,000 万円未満	10,285	17.0	9,459	△ 7.5	7,609	△ 25.9	11,770	67.9	5,268	△ 55.0

- (注) 1. 全産業及び非製造業は金融業、保険業を除く：郵政5社を除く。
2. 《 》書きは、「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を除いた計数である。

「法人企業統計調査 年報(平成 20 年度)について」の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。

働き方の工夫で人件費を圧縮させる 再雇用社員の賃金決定ポイント

ポイント

- 1 雇用延長した社員の人件費圧縮は会社の急務
.....
- 2 2つの公的給付の仕組み
.....
- 3 雇用延長者の最適賃金の決定方法
.....

<参考文献>

- 「60代社員の手取りを下げずに人件費を下げる方法教えます」 佐藤敦 九天社
- 「わかる定年前後の手続きのすべて」 中尾幸村／中尾孝子 新星出版社
- 「スタッフアドバイザー 2009年4月号」 税務研究会

1 雇用延長した社員の人件費圧縮は会社の急務

平成 18 年 4 月 1 日の高年齢者雇用安定法の改正により、65 歳までの雇用延長が義務化されました。これにより社員が雇用延長を希望した場合は、会社はそれを拒否できないこととなりました。

ここで、問題になるのが人件費の増大です。年功序列型の賃金制度において、高齢者は高い給与水準です。このまま高い給与を払い続けると、人件費負担が経営を圧迫して会社の存続にも影響しかねません。

しかし、安易に賃金の減額提示をすると、勤労意欲が低下したまま惰性で仕事に取り組んだり、不満に思った社員が「労働条件の不利益変更だ」と会社を訴える姿勢を見せたり、あるいは、有能な社員は早々に見切りをつけて他社へ転職する可能性もあります。

賃金を据え置く道を選べば人件費は増大を続け、逆に賃金を減額する道を選べば社員の意欲低下・トラブルを招くなど、どちらを選んでも会社は相応のデメリットを覚悟しなければなりません。

しかし、「賃金を下げても、社員の手取額は下げない」ということが 60 歳代の社員には可能です。それは、厚生年金から支給される在職老齢年金と雇用保険から支給される高年齢雇用継続基本給付金という 2 つの公的給付が支給されるからです。

この 2 つの公的給付の利用を最大限活かしながら、会社が決定すべき「定年再雇用社員の賃金」について解説します。

■ 1 | 65 歳までの雇用延長が義務化

(1) 高年齢者雇用安定法の改正

これまで、高年齢者雇用安定法では、65 歳未満の定年制をとる事業主に対して、65 歳までの安定した雇用確保措置を講ずる「努力義務」を定めていました。平成 18 年 4 月 1 日の改正により、65 歳までの雇用確保措置を講ずることが「義務」づけられました。つまり、60 歳の定年年齢に到達しても、社員本人が「会社に残りたい」と申し出た場合、会社はそれを拒否できないことになりました。

今回の法改正では、65 歳まで、段階的に雇用延長の義務年齢が引き上げられます。

平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	63 歳
平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	64 歳
平成 25 年 4 月 1 日～	65 歳

現在は 63 歳までの雇用確保措置を講じなければなりません。65 歳までの雇用確保措置が正式に義務化されるのは、平成 25 年 4 月 1 日以降になります。

今回の法改正で義務づけられたのは、雇用確保措置を講ずる対策であって、定年年齢を 65 歳に引き上げることはありません。定年年齢の引き上げは雇用確保措置の選択肢の 1 つになってはいますが、自社の定年年齢は今までどおりに 60 歳のままだでも構いません。ただし、その場合にも 60 歳以上の雇用

を確保する何らかの措置を講じることが求められます。

(2) 雇用確保措置の選択肢

事業主は、次の4つの雇用確保措置の中から、自社にあったものを1つ選ばなければなりません。

■雇用延長措置の特徴

雇用延長措置		特徴
定年の廃止		定年そのものを廃止、本人が希望すればいつまでも働き続けることができる
定年年齢の引き上げ		定年年齢を65歳または法定義務年齢まで引き上げる
継続雇用制度	勤務延長制度	60歳で正社員としての雇用契約を終了させずに、正社員のまま雇用を継続する
	再雇用制度	60歳で一度定年退社し、新たに嘱託社員等の有期雇用契約を結ぶ

4つの制度には、それぞれメリット・デメリットがあります。

■雇用延長制度それぞれのメリット・デメリット

雇用延長制度		内容
定年廃止	メリット	全社員を対象に、本人が希望するまで雇用を保障することで、社員に安心感を与えることができる 必要な人材の退社を防ぐことができる
	デメリット	人件費の増大 本人が希望するまで雇用し続けなければならない 過剰雇用になる可能性があり、若年社員の求人に影響する
定年年齢引き上げ	メリット	全社員を対象に、定年年齢まで雇用を保障することで、社員に安心感を与えることができる 必要な人材の、定年年齢までの確保が見込める
	デメリット	人件費の増大 定年まで雇用し続けなければならない 過剰雇用になる可能性があり、若年社員の求人に影響する
勤務延長制度	メリット	雇用延長する対象者の選抜が認められているため、必要な社員のみ雇用延長が可能
	デメリット	雇用延長の対象から漏れた社員からの反発や意欲低下、労務トラブルに発展する可能性もある
再雇用制度	メリット	雇用延長する対象者の選抜が認められているため、必要な社員のみ雇用延長が可能 労働条件（賃金・職務・労働時間）の変更がしやすい
	デメリット	雇用延長の対象から漏れた社員からの反発や意欲低下、労務トラブルに発展する可能性もある

2 2つの公的給付の仕組み

■ 1 | 在職老齢年金の計算

(1) 在職老齢年金の仕組み

在職老齢年金とは、働きながら受け取る老齢年金のことをいいます。ただし、本来受け取れるはずの年金額をそのまま受け取るケースは少なく、60歳以降の賃金額等に応じて一部（場合によっては全部）が減額されるのが一般的です。

本来受け取れるはずの年金額は、既に決まっているので工夫のしようはありませんが、60歳以降の賃金額等は、会社が決められることができるので、それによってある程度受け取る年金額をコントロールすることができます。

在職老齢年金の計算方法は、60歳代前半と60歳代後半で計算方法が異なります。本レポートは、60歳～65歳の雇用延長がテーマですから、60歳代前半の在職老齢年金に絞って解説していきます。

在職老齢年金を計算するには、次の2つの基礎数字が必要です。

■ 在職老齢年金を計算する際の基礎数字

①基本月額 = 年金の1ヶ月分の額

②総報酬月額相当額 = (60歳以降の標準報酬月額+過去1年間の標準賞与額) ÷ 12

標準報酬月額とは、60歳以降の賃金に該当する標準報酬月額のことです。そして、標準賞与額とは、賞与を支給対象となった月数で平均し、1,000円未満を切り捨てた額のことです。

(2) 在職老齢年金の計算方法

在職老齢年金の計算方法は、基本月額と総報酬月額相当額の合計が280,000円を超えるか、超えないかで大きく2つに分かれます。

① (基本月額+総報酬月額相当額) が 280,000 円以下の場合

基本月額と総報酬月額相当額の合計が280,000円以下の場合、年金は支給停止されることなく、全額が支給されます。

② (基本月額+総報酬月額相当額) が 280,000 円を超える場合

基本月額と総報酬月額相当額の合計が280,000円を超える場合は、基本月額と総報酬月額相当額のそれぞれの金額に応じて、次の4つの計算式から該当するものを選んで計算します。

■ (基本年金+総報酬月額相当額) ≥ 280,000 円の場合の計算式

基本月額	総報酬月額相当額	計算式
280,000 円以下	480,000 円以下	基本月額－ (総報酬月額相当額+基本月額－280,000) × 0.5
280,000 円超	480,000 円以下	基本月額－ (総報酬月額相当額 × 0.5)
280,000 円以下	480,000 円超	基本月額－ (480,000+基本月額－280,000) × 0.5 － (総報酬月額相当額－480,000)
280,000 円超	480,000 円超	基本月額－ (480,000 × 0.5) － (総報酬月額相当額－480,000)

基本月額が 280,000 円以下、総報酬月額相当額が 480,000 円以下の場合の計算例を次にあげておきます。

■ 基本月額が 280,000 円以下、総報酬月額相当額が 480,000 円以下の場合の計算例

● 年金額 (年額) 2,400,000 円	
● 基本月額 200,000 円	
● 60 歳以降の賃金月額 178,000 円	
● 60 歳以降の標準報酬月額 180,000 円	
● 過去 1 年間の標準賞与額 420,000 円	
	<p>● <u>総報酬月額相当額</u> $180,000 + (420,000 \div 12)$ $= 215,000$ 円</p> <p>● <u>在職老齢年金 (月額)</u> $200,000 -$ $(215,000 + 200,000 - 280,000) \times 0.5$ $= 132,500$ 円</p>

(3) 高年齢雇用継続基本給付金の計算方法

高年齢雇用継続基本給付金とは、雇用保険から支給される給付金の 1 つで、60 歳から 65 歳までの間に雇用保険の被保険者として会社に残る場合に、賃金が下がった分を国が補償してくれる制度です。

高年齢雇用継続基本給付金の支給要件は、次のすべてを満たすことが必要です。

■ 高年齢雇用継続基本給付金の支給要件

- ① 60 歳以上 65 歳未満の雇用保険の被保険者であること
- ② 雇用保険の被保険者期間が通算して 5 年以上あること

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

経営データベース ①

ジャンル: 労務管理 > サブジャンル: 社会保険



給与計算の基本

給与計算担当者のための給与計算の基本について教えてください。



毎月中旬に社会保険事務所または健康保険組合から、前々月分の社会保険料を口座振替により受領したという旨と、前月分の社会保険料を口座振替により受領する旨が記載された『保険料納入告知額・領収済額通知書』が送付されます。

また、同時に事業所が指定している金融機関には『納入告知書』が送付されます。『保険料納入告知額・領収済額通知書』には、従業員と事業主負担分の社会保険料の合計額、児童手当拠出金の金額が記載されています。前月に賞与を支給している場合は、賞与の社会保険料も合算されています。

『保険料納入告知額・領収済額通知書』に記載されている金額を確認し、事業所が指定している金融機関に社会保険料を納付します。末日には社会保険料が自動的に引き落とされます。

■納付期限

『保険料納入告知額・領収済額通知書』が送付された月の末日（給与を支払った月の翌月末日）納付期限が土日祝日の場合は、土日祝日明けまで

■納付先

事業所指定の金融機関

■納付後

翌月中旬に社会保険事務所または健康保険組合から、社会保険料を口座振替により受領した旨が記載された『保険料納入告知額・領収済額通知書』が送付されます。

■ポイント

事業所が社会保険料を納付する金融機関を指定していない場合は、事業所に『納入告知書』が直接送付されます。『納入告知書』を基に、最寄りの金融機関、社会保険事務所または、健康保険組合で社会保険料を納付します。

経営データベース ②

ジャンル: 労務管理 > サブジャンル: 社会保険



賞与の社会保険料の納付

賞与の社会保険料の納付について教えてください。



社会保険事務所または健康保険組合に標準賞与額を申告すると（『健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届』と『健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届 総括表』を提出すると）、翌月中旬に賞与の社会保険料が合算された『保険料納入告知額・領収済通知書』が送付されます。

また、同時に事業所が指定している金融機関には『納入告知書』が送付されます。『保険料納入告知額・領収済額通知書』に記載されている金額を確認し、事業所が指定している金融機関に社会保険料を納付します。末日には社会保険料が自動的に引き落とされます。

■納付期限

『保険料納入告知額・領収済額通知書』が送付された月の末日（標準賞与額を申告した月の翌月末日）納付期限が土日祝日の場合は、土日祝日明けまで

■納付先

事業所指定の金融機関

■納付後

翌月中旬に社会保険事務所または健康保険組合から、社会保険料を口座振替により受領した旨が記載された『保険料納入告知額・領収済額通知書』が送付されます。

■ポイント

事業所が社会保険料を納付する金融機関を指定していない場合は、事業所に『納入告知書』が直接送付されます。『納入告知書』を基に、最寄りの金融機関、社会保険事務所または健康保険組合で社会保険料を納入してください。